

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う税制上の所要の措置
2	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税1) 法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動)(地方税2)
	② 上記以外の税目	所得税:外、消費税:外、固定資産税:外、不動産所得税:外、都市計画税:外、特別土地保有税:外、地方消費税:外
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>医療法(昭和23年法律第205号)では、都道府県は医療提供体制の確保を図るため医療計画を定めることとされており、特に、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の5事業(救急医療等確保事業)については、地域ごとに、その機能を担う医療機関を定めることとされている。</p> <p>社会医療法人は、平成18年の医療法改正において、公立病院等が中心に担ってきた救急医療等確保事業について、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な当該事業を担う公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、医療保健業に係る法人税及び救急医療等確保事業の業務の用に供する資産の固定資産税等の非課税措置等が講じられている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和3年に医療法が改正され、令和6年度から開始する第8次医療計画における救急医療等確保事業に6事業目として「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加されるとともに、令和4年の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。)の改正により、令和6年4月1日以降、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保のため、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組みが創設され、「新興感染症発生・まん延時における医療」提供体制は、この協定の仕組み等による地域における役割分担を通じて確保していくこととされた。</p> <p>これらを受けて、地域における医療提供体制の確保のため、社会医療法人の認定要件における6事業目として「新興感染症発生・まん延時における医療」に関する基準を新たに設定する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成20年3月26日)(厚生労働省告示第190号)</p> <p>医療法(昭和23年法律第205号)(抄)</p> <p>第30条の4第2項第5号ハ(令和6年4月1日施行)、</p>

		<p>第 42 条の 2</p> <p>地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)(抄)</p> <p>第 24 条第 5 項、第 52 条、第 72 条の 5 第 1 項第 2 号、 第 73 条の 4 第 1 項第 3 号の 2・第 8 号の 2、第 312 条、 第 348 条第 2 項第 9 号の 2・第 11 号の 5、 第 586 条第 2 項第 28 号、第 702 条の 2 第 2 項</p> <p>地方税施行令</p> <p>第 36 条の 5、第 49 条の 10</p>
5	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 19 年度制度創設
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新興感染症の発生・まん延時において、感染症医療以外の通常医療との両立を図りつつ、迅速かつ機動的に入院医療(病床確保)、外来医療及び医療人材が確保できるよう、平時から、地域において必要な医療機関の機能や役割を確認し、それに応じた医療措置協定の締結等を通じて、新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制の確保を図る。</p> <p>特に、新興感染症の流行初期から医療の提供(入院・外来)や新興感染症に対応できる医師等の医療従事者を確保し、他の医療機関等へ派遣する医療機関について、社会医療法人の認定要件とすることで、公立・公的医療機関だけでなく民間の高い活力を活かした医療提供体制の確保を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>令和3年の医療法改正により、都道府県の医療計画の記載事項となる救急医療等確保事業に「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加され(第 30 条の 4)、令和4年の感染症法改正により、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組みが法定化(第 36 条の 2、第 36 条の 3)されるなど、感染症発生・まん延時における医療は政策的に推進すべき医療となっている。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>流行初期の医療提供を含む、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保するため、令和6年度に、新興感染症発生・まん延時における医療に関する基準を満たす社会医療法人を 15 件とする。</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>社会医療法人の認定を受けた医療法人は、非課税となる法人税等を、平時の救急医療並びに新興感染症発生・まん延時の流行初期を含む医療提供及び医療人材派遣に必要な設備や物資、人件費等に充てることができる、新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制の確保・充実に寄与する。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>22 件(うち新たに社会医療法人となるのは7法人)</p> <p>※新たに設定する基準(案)として、流行初期の病床確保を 30 床以上とする協定締結をその1つとしており、令和 4 年 12 月時点の新型コロナウイルス感染症対応のための病床を 30 床以上確保する医療法人は 34 法人、社会医療法人は 29 法人であり、発熱外来や医療人材派遣の他の基準(案)を考慮し、そのうち医療法人は2割、社会医療法人は5割が、基準(案)と公的運営要件を満たすものと推計。</p> <p>(参考) 社会医療法人数(各年4月1日時点)</p> <p>令和2年:323 法人 令和3年:333 法人 令和4年:343 法人 令和5年:354 法人</p>
		② 適用額	資料なし
		③ 減収額	<p>(単年度)</p> <p>法人税 ▲59 百万円 法人住民税 ▲4 百万円 事業税 ▲1 百万円</p> <p>※新たに認定を受ける7件分について、現在の社会医療法人の財務データ等から推計。</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和6年度において 22 件(算定根拠は 10①欄を参照)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>社会医療法人の認定を受けた医療法人は、法人税等の非課税措置により、平時の救急医療並びに新興感染症発生・まん延時の流行初期を含む医療提供及び医療人材派遣に必要な設備や物資、人件費等に係る負担が軽減されることから、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新興感染症の発生・まん延時における流行初期を含む医療提供体制の確保という政策目標の実現のために有効な措置である。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	「新興感染症発生・まん延時における医療」は、地域住民にとって不可欠な医療であり、その医療提供体制の確保・充実は、国民に広く効果及ぶものである。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新興感染症発生・まん延時における医療を確保するため、当該医療に係る流行初期の医療提供や医療人材派遣を担う社会医療法人が、平時における救急医療の提供及び新興感</p>

		染症発生・まん延時の対応への備えについて、安定的な法人運営のもとで行うことができるよう税制措置を講ずることは妥当である。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	「新興感染症発生・まん延時における医療」は、地域住民にとって不可欠な医療であり、その医療提供体制の確保・充実のため税制措置を講ずることは妥当である。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—